

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組等について（令和３年８月２０日改正）

教職員は幼児児童生徒と接する機会が多いため、一度感染した場合は、その影響が大きいことから、より一層の注意が求められることを教職員一人一人が意識し、自らの健康管理の徹底が他者への感染拡大を防ぐということを肝に銘じるとともに、下記の点に留意し、責任を持って行動してください。

記

- 発熱や咳等の風邪の症状がある場合には、職場に出勤せず、身近な医療機関を受診すること。
また、同居家族に発熱や咳等の風邪症状が見られる場合も、出勤しないようにすること。
- 教育活動を通常どおり実施することから、出勤者数の削減等に係る目標は設定しないが、引き続き職場における感染防止対策に取り組むこと。
 - ・普通教室や会議室等を執務室として積極的に活用するとともに、席を少し離したり、ずらしたりして教職員同士の対面を避けるなどし、可能な限り他者との間隔を確保（概ね１～２メートル）する。
 - ・手洗いや執務室等に入出入りするたびの手指消毒を徹底し、協議等を行う場合は、マスクを確実に着用するとともに、室内の換気を定期的に行う。
 - ・電話等の複数の教職員が触れることがある物品や機器については、定期的な消毒を行う。
- 日常生活上必要な買い物などを含めて外出機会と時間を合わせて半分に削減すること。なお、通勤や医療機関の受診まで制限するものではない。

また、必要があつて外出する場合においても、必ずマスクを着用したうえで混雑している場所や時間を避けるなど、可能な限り人と人との接触を避け、距離を置く（２メートル以上）ことを心がけること。

集中対策重点区域（広島市、三原市、廿日市市、呉市、尾道市、福山市、府中市、竹原市、東広島市、府中町、海田町、坂町）においては、２０時以降の外出はさらに削減すること。
- 同居する家族以外での会食等は控えること。ただし、同居する家族以外での会食等にあつて、以下に掲げる物理的な対策等がとられている飲食店を利用する場合や、居宅や屋外のキャンプ場などにおいて飛沫感染防止（アクリル板等の設置または他者との間隔を１ｍ以上もしくはマスク会食）、手指消毒及び換気を徹底する場合は、その限りとしなない。
 - ・「広島積極ガード店」や「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」
 - ・アクリル板等の設置など感染防止のための物理的な対策等が導入されている店舗

また、「広島コロナお知らせＱＲ」の積極的な利用など、デジタル技術を積極的に活用すること。
- 営業時間の短縮等の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。

飲食店などにおいて大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えること。

参加者及びその連絡先が把握できない状態では、会食は避けること。

路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動を行わないこと。

- 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施されている地域との往来は、最大限、自粛すること。また、都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域又は直近7日間の10万人当たり新規陽性者数が10人以上となっている地域との往来については、改めてその必要性を十分に検討し、慎重に判断すること。

これらの地域からの来訪者と面会する機会がある場合、感染リスクを考慮し、感染の防止を徹底した行動を行うこと。

屋内外を問わず、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等に参加しないこと。

県内での移動について、集中対策重点区域（広島市、三原市、廿日市市、呉市、尾道市、福山市、府中市、竹原市、東広島市、府中町、海田町、坂町）との往来は、最大限、自粛すること。なお、通勤や医療機関の受診まで制限するものではない。